



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*39 和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則 (下水道課)..... 1

○ 告示

1092 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)..... 3

1093 " (")..... 4

1094 清算法人原谷土地改良区の清算人の就任 (農業農村整備課)..... 5

1095 保安林の指定施業要件変更予定 (森林整備課)..... 6

1096 " (")..... 6

1097 " (")..... 7

1098 保安林の指定施業要件の変更 (")..... 7

1099 " (")..... 7

1100 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 8

○ 監査公表

監査公表第26号 9

監査公表第27号 10

監査公表第28号 11

監査公表第29号 15

○ 正誤

令和5年9月1日付け和歌山県報第444号和歌山県告示第1000号中 16

規 則

和歌山県規則第39号

和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規則

和歌山県流域下水道事業財務規程(平成31年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記第19号様式を次のように改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第1092号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年9月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーエバグリーン四ヶ郷店

和歌山県和歌山市加納字新白297番1外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(変更後) エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

(3) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 敷地北側

収容台数 168台

(変更後) 位置 敷地北側

収容台数 101台

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 建物南西側

容量 14.9m³

(変更後) 位置 建物南側

容量 14.9m³

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前9時

閉店時刻 午前0時

(変更後) 開店時刻 午前7時

閉店時刻 午前0時

(6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午前0時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

4 変更年月日

(1) 及び (2) 令和3年2月21日

(3) 及び (4) 令和6年5月1日

(5) 及び (6) 令和5年8月31日

5 変更理由

(1) 及び (2) 届出上の代表者の変更のため

(3) 及び (4) 施設の配置の変更のため

(5) 及び (6) 来客の利便性向上のため

6 届出年月日

令和5年8月30日

7 届出の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

8 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 令和5年9月22日から令和6年1月22日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第1093号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (2) 連絡先の電話番号 (3) 大規模小売店舗の名称 (4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年9月22日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーデリシャスヒロ御坊店

和歌山県御坊市湯川町財部50番地外

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 米原まき

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地

3 変更事項